

V1_0

2020年度版

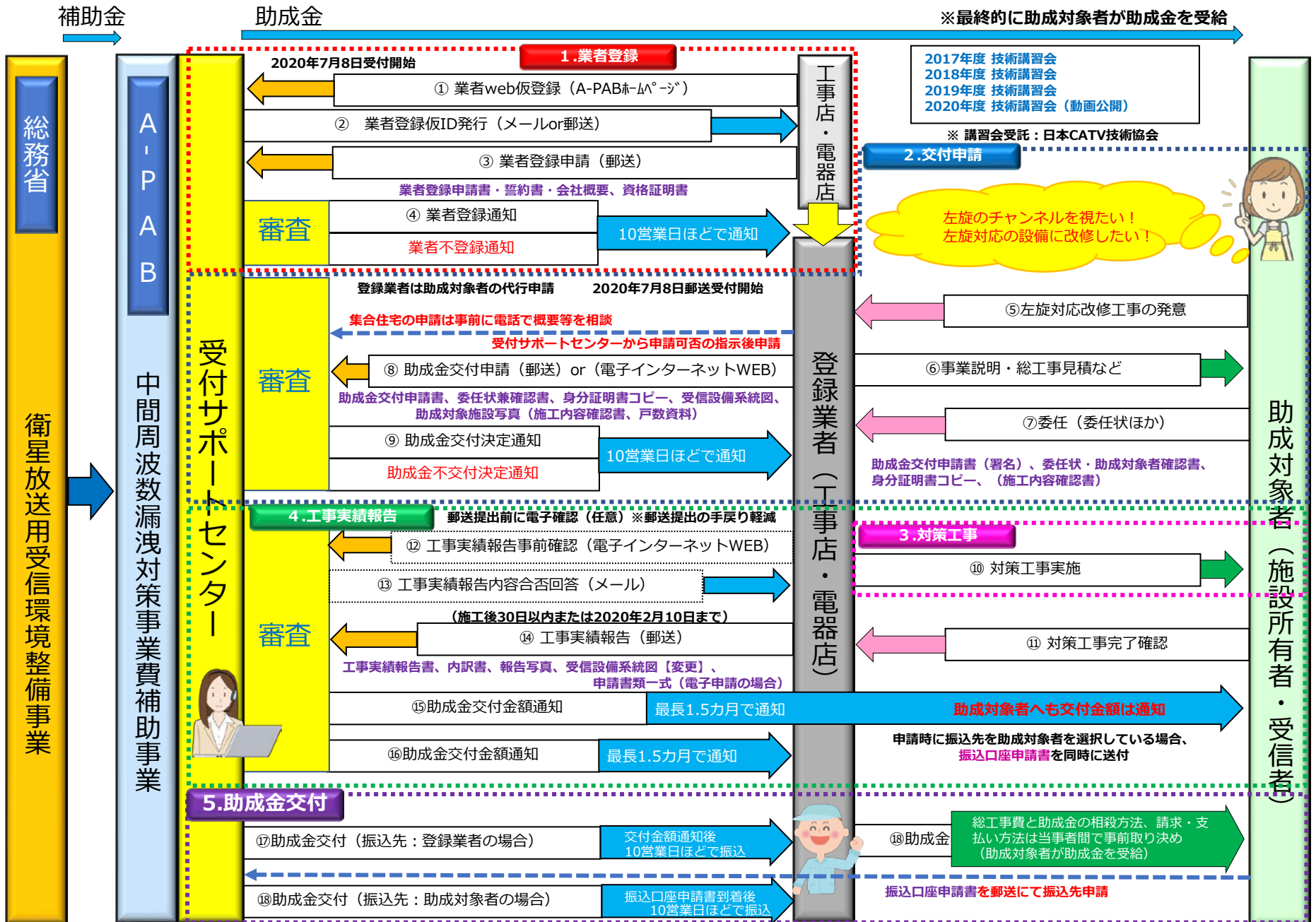
衛星放送用受信環境整備事業
中間周波数漏洩対策事業 助成金制度

2020年度 変更点一覧

2020年9月1日

(一社) 放送サービス高度化推進協会

The Association for Promotion of Advanced Broadcasting Services (A-PAB)



● 2020年度中間周波数漏洩対策事業助成金制度の変更点

2020年度の助成金申請においてより多くの申請をしていただくために、下記の点を見直しました。

助成金振込先

助成金の振込先が『登録業者』と『助成対象者』が選択可能に！

- ・助成対象者への振込工数、振込手数料が軽減！

電子（WEB）申請

『A-PABの業者専用ページ』と『経済産業省Jグランツ』の2種類から電子（WEB）申請が可能に！

- ・お店の店頭からでも申請可能
- ・より早く「交付決定」が可能

『A-PABの業者専用ページ』：戸建申請のみ

『経済産業省Jグランツ』：すべての申請（但し、申請は1業者1案件のみ）

※電子（WEB）事前確認された案件は、工事実績報告書の郵送提出時に「助成金交付申請書原本一式」と「助成対象者施設の写真」を合わせて提出

電子（WEB）工事実績報告書の事前確認

『A-PABの業者専用ページ』で工事実績報告書の電子（WEB）事前確認が可能に！

- ・手戻り修正を無くし効率的な報告書の郵送提出が可能

※電子（WEB）事前確認された案件は、工事実績報告書の郵送提出時に「助成金交付申請書原本一式」と「助成対象者施設の写真」を合わせて提出

※助成対象者の署名・捺印をした完成版は原本一式を郵送提出

申請書類の簡素化

申請書類の削減

- ・「委任状」「助成対象者確認書」が「委任状兼助成対象者確認書」の1枚に！
- ・戸建申請のみ「受信設備系統図」が廃止

● 2020年度中間周波数漏洩対策事業助成金制度の変更点

2020年度の助成金申請においてより多くの申請をしていただくために、下記の点を見直しました。

申請条件の柔軟化

条件を満たせば、3.2GHz以外の機器を残すことや技術基準不適合機器を残しフィルタ対策で可能！

- ・ 工期内に宅内に入れられない場合や、タンスを移動できずに交換できない技術基準不適合機器をフィルタ対策をすることによって残すことが可能！ただし、条件あり。

技術基準不適合機器を残す場合は下記の『すべて』の条件を満たす必要があります

【戸建】

- 壁面端子以外の機器は2.6GHz以上対応の技術基準適合機器であり、壁面端子が最低1カ所以上が2.6GHz以上対応の技術基準適合機器である場合
- 2.6GHzの機器を残す場合は、助成対象者に「すべての新4K8K衛星放送を受信する事ができない」旨を説明して承諾を得る必要あり
- 残す技術基準不適合壁面端子の入力系統へLPF（ローパスフィルタ）で対策

【集合】

- 共用部のすべての機器を3.2GHz機器へ交換
- 専有部に3.2GHz機器以外を残す場合は、「施工内容確認書のコピー」を提出
- 専有部に残す技術基準不適合機器の入力系統へLPF（ローパスフィルタ）で対策

戸建の工事実績報告を簡素化

※集合の工事実績報告は昨年度と同様です。

戸建の工事実績報告の写真の撮り方や書類を簡素化しました。

- ・ 設置状態での『事前・事後』写真を『取り外した後・取り付ける前』一式写真へ変更し、写真枚数大幅削減！
- ・ 「受信設備系統図【変更】」が廃止

● 2020年度中間周波数漏洩対策事業助成金制度の変更点

2020年度の助成金申請においてより多くの申請をしていただくために、下記の点を見直しました。

その他

助成標準単価の変更

- ・助成率2分の1のままですが、CATV施設施工標準積算工数表の改定と建築物価労務単価の変更に伴い

助成標準単価の変更

- ・『手ひねり接続ケーブル』を助成対象外に変更

集合案件助成上限額を変更

- ・3万円/戸→2.25万円/戸（減額）ただし、専有部の技術基準不適合機器から技術基準適合機器へ交換した分については上限を超えて助成
- ・産業廃棄物処理証明のマニフェストコピーの提出を省略

● 2020年度中間周波数漏洩対策事業助成金制度の変更点

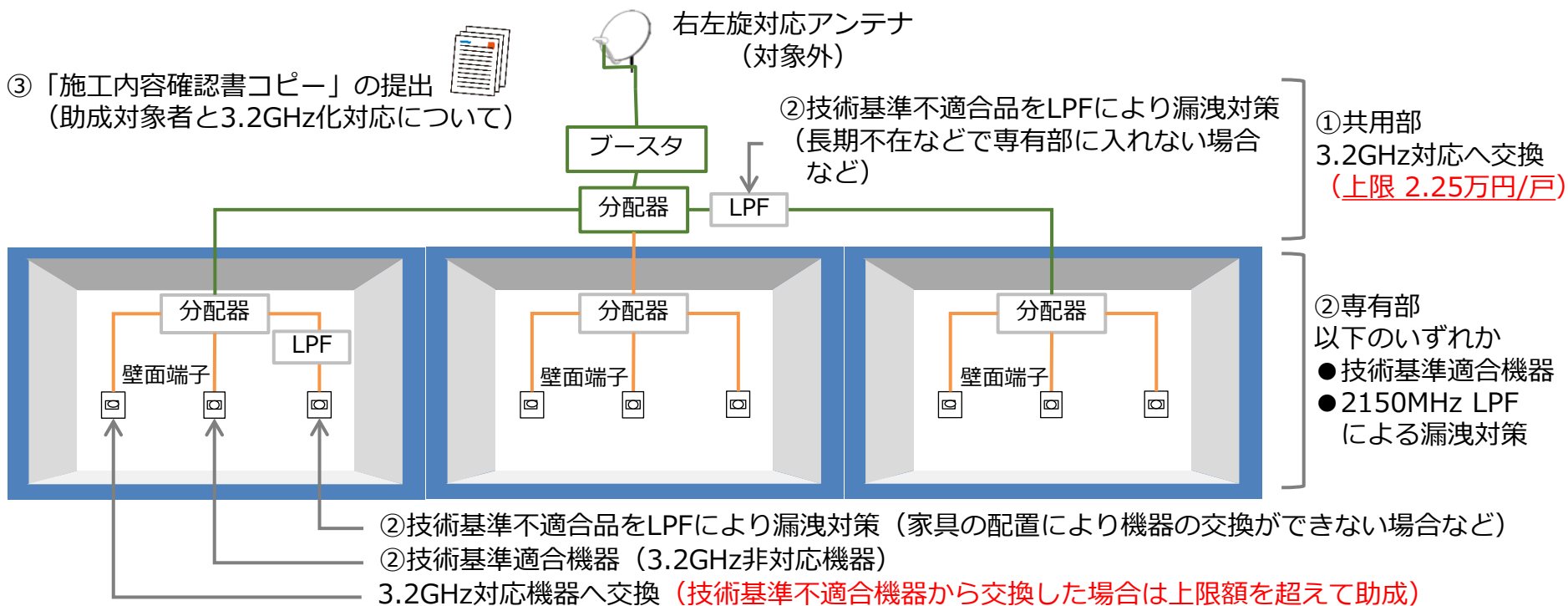
変更一覧

段階	項目	2019年度	2020年度	変更点
申請条件	申請条件の柔軟化（戸建）	技術基準不適合機器を残すことは不可	条件を満たせばフィルタ対策で技術基準不適合機器の壁面端子を残すことが可能！	部屋へ入れない、タンスを移動できずに交換できない場合などに対応するために申請条件を柔軟化！
	申請条件の柔軟化（集合）	専有部の機器が技術基準不適合品の場合や技術基準適合品であっても2.6GHz以上対応でない場合は改修が必須、	条件を満たせば、専有部の機器を交換せずに残すことやフィルタ対策で技術基準不適合機器を残すことが可能！	部屋へ入れない、海外出張中のために交換できない場合などに対応するために申請条件を柔軟化！
助成金の振込	助成金の振込先	登録業者	登録業者・助成対象者	・申請時に振込先を選択可能へ変更
助成金交付申請	「委任状」「助成対象者確認書」	「委任状」「助成対象者確認書」	「委任状兼助成対象者確認書」	・「委任状」と「助成対象者確認書」を1枚へ変更
助成金交付申請（戸建）	「受信設備系統図」	有	無	・戸建のみ系統図の提出が無へ変更
電子（WEB）申請	戸建の電子WEB申請	無	有	お店の店頭からでも申請可能に！より早く「交付決定」が可能に！
電子（WEB）事前確認	報告書の電子WEB事前確認	無	有	手戻り修正を無くし効率的な報告書の郵送提出が可能に！
工事実績報告書	戸建の工事実績報告を簡素化	設置状態の事前・事後写真	取り外した後・取り付ける前の一式写真	写真枚数大幅削減！
	戸建の受信設備系統図【変更】	有	無	・戸建のみ系統図【変更】の提出が無へ変更
その他	助成標準単価	助成率2分の1	助成率2分の1	CATV施設施工標準積算工数表の改定と建築物価労務単価の変更に伴い助成標準単価の変更
	『手ひねり接続ケーブル』	助成対象	助成対象外	助成対象外へ変更
	集合案件助成上限額	3万円/戸	2.25万円/戸	専有部分は上限を超えて助成
	産業廃棄物処理証明のコピー	201個以上提出	すべて省略	マニフェストコピーの提出を省略

以下の全ての条件を満たす場合は3.2GHz非対応機器を残すことができます。

= 集合住宅の場合 =

- ① 共用部の全ての機器を「改修時使用機器リスト」の3.2GHz対応機器へ改修した場合
- ② 専有部（居住部）の分配器や壁面端子などのパッシブ機器が「助成金交付対象機器リスト」の技術基準適合機器（漏洩しない機器）である場合、または技術基準不適合機器（漏洩する機器）である場合は、2150MHzのLPF（低域通過濾波器）による対策を行う場合
- ③ 今後3.2GHz化 対応のための専有部の機器の改修について「施工内容確認書」を助成対象者と取り交わし、そのコピーを提出する場合



以下の全ての条件を満たす場合は3.2GHz非対応機器を残すことができます。

= 戸建住宅の場合 =

- ① 壁面端子以外の既存の機器は、2.6GHz対応の「助成金交付対象機器リスト」の技術基準適合機器（漏洩しない機器）
- ② 壁面端子は最低1か所が2.6GHz以上対応の「助成金交付対象機器リスト」の技術基準適合機器（漏洩しない機器）
- ③ その他の壁面端子は「助成金交付対象機器リスト」の技術基準適合機器（漏洩しない機器）であるか、技術基準不適合機器（漏洩する機器）である場合は、2150MHzのLPF（低域通過濾波器）による対策を行う場合
- ④ 助成対象者が全ての新4K8K衛星放送を受信する事ができない旨（受信できないチャンネルがある事と将来、左旋円偏波にチャンネルが追加された場合に受信できない事）を承諾した場合

